

令和5年12月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 23 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 86 号「組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」に関し、今回、企画財政課の業務量が増えてきており、多岐にわたることから、企画課と財政課に分け、所管事務を整理したとの説明がありました。これに関連して、「協働によるまちづくり」を総務課から企画課へ移管することとしているが、公共交通施策業務は総務課に残っており、交通弱者に対する移動支援などを行っているまちづくり協議会の担当業務が企画課に移管することで、交通施策としての連携がしづらくなり、業務に支障があるのではないかとの意見がありました。これに対し、交通施策は重要であることは十分認識しており、担当部署が代わっても、これまで同様しっかりと連携を取り、行政サービスが低下しないよう努めていくとの答弁がありました。

次に、議案第 92 号「平戸市都市計画税条例の廃止について」に関し、都市計画税は都市計画事業を行うため、都市計画用途地域の土地及び家屋に対し目的税として課税を行ってきたが、令和 8 年度以降において都市計画事業実施に伴う一般財源を超える都市計画税収入になることや県内他市の状況を勘案し、令和 6 年度から課税を行わないとしたとの説明がありました。これに対し、都市計画税の充当シミュレーションにおいて、これまで、過去に繰上償還してきた分について、当該年度に償還があったものとみなし、都市計画税を充当したようにしているようだが、当該年度に支出をしたわけではなく、その考え方はおかしいのではないかとの質問に対し、これまでの財政の考え方として事業実施の際は財源を税でみていることから、その分を充てる整理としているとの答弁がありました。

これに対し、繰上償還の目的は本来、市民の将来負担の軽減にあり、過去に行った都市計画事業の繰上償還について都市計画税を充当するという整理は、都市計画税の納税者に対しては負担軽減を行わないということになり、他の納税者との不公平が生じる。これらの解決策として、令和元年度から生じていた未充当の都市計画税については、一旦基金等を設置し積み立て、今後の事業への財源として充当すべきではないかとの提案に対し、本来、当該年度に充当するのが前提である中、年度間で整理するのはどうかという部分もあるため、今後検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に、**議案第 97 号「令和 5 年度平戸市一般会計補正予算（第 7 号）」**中、**企画財政課所管の「移住定住環境整備事業」**に関し、本市への新規転入者に対する支援として、中古住宅改修費用やUターン者促進住宅改修費用の補助率を対象経費の 2 分の 1 以内、引っ越しなどの移住費用の補助率を 3 分の 2 以内とし、それぞれ補助上限額を設定しているが、一律に上限額を補助してもいいのではないかとの意見に対し、取得する住宅については個人の財産となるため、一定の自己負担は必要であることから、補助率を設定している。また、上限額を設定しているが、申請状況を見ると、移住費用など上限額に満たないケースもある。しかし、近年の物価高騰もあるため、今後は申請状況を勘案しながら、必要に応じて上限額については考えていきたいとの答弁がありました。

次に、**議案第 104 号「指定管理者の指定について」（平戸文化センター）、及び議案第 97 号**中、当該施設に係る債務負担行為補正に関し、指定管理料について、経費が 4 年前と比較し増額となっている要因と指定管理料の算定の際に十分に精査したのかとの質問に対し、電気料の大型割引がなくなることによる増額や人件費の増額、また、事務費については、通常の事務用以外に舞台用の消耗品購入があり、賃借料では、事務機器のレンタルや館内の監視カメラなどが増額の要因で、施設の管理に必要な予算と判断したとの答弁がありました。

また、指定管理料の算定について、自主事業は含めないこととしているが、算定に含めるべきではないかとの意見に対し、指定管理制度の考え方として、自主事業は指定管理者の収入としているとの答弁がありました。これに対し、公共施設を利用した自主事業については、収入の一部を算定額に含めるか、利用料を払ってもらうよう考えるべきであり、平戸文化センターに限らず、今後の公共施設の指定管理のあり方を検討すべきではないかとの意見に対し、指定管理制度の担当部署である総務課とも協議のうえ判断したいとの答弁がありました。

また、4年前の指定管理者選定において、現在の指定管理者に代わった際、新たな自主事業などの計画が非常に評価され選定されたと理解している。コロナ禍により制限され実施できなかった事業もあると思うが、今後は様々な自主事業により、この施設を活用し、平戸市を盛り上げていただきたい。また、公共施設は、市民などの利用者にとって魅力的な施設であるべきであることから、練習利用や休館の考え方については、市と指定管理者と十分な協議が必要であるとの要望や意見に対し、市民が利用しやすい環境となるよう指定管理者と前向きに協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第116号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第8号）」中、市民課所管の「ゼロカーボンシティ推進事業」に関し、高効率給湯器（エコキュート）など、地球温暖化対策設備の導入にかかる補助事業は、当初予算において全体で100件の申請見込で計上していたが、6月時点で予算額に達したことから受付を中止していた。その後も多数の要望があり、今回、物価高騰に伴う臨時交付金を活用し追加補正を行った。これまで一旦申請を諦め、既に導入済の市民もいることが想定されることから、それらの市民に対しては遡及して補助を行うとの説明がありました。これに対し、当初は、「やらんば！平戸」応援基金を活用した予算計上をしていることから、9月補正での対応ができたのではないかとの質問に対し、今年度は、当初予算の範囲内で終了という判断をしていたが、今後の予算措置については、市としてゼロカーボ

ンシティを推進している観点を踏まえ判断していきたいとの答弁がありました。

また、遡及して補助を行うとのことであるが、施工前の写真がない場合の確認方法はどのようにするのかとの質問に対し、契約書、領収書、設備保証書などにより確認を行うよう考えており、申請漏れがないようしっかり周知をしていきたいとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 10 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 100 号「令和 5 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計補正予算（第 2 号）」に関し、令和 5 年 10 月 25 日に国の「宿泊施設の高付加価値化改修事業」の交付決定があり、施設の改修事業に伴い工事費および工事監理委託料の債務負担行為を行うものである。令和 6 年 12 月 31 日の支払い完了までが補助対象となっており、令和 6 年 4 月の年度当初から工事に着工したいため、令和 5 年度内に契約を締結したいとの説明がありました。これに対し、令和 6 年 3 月 14 日に入札を予定しているようだが、世界情勢の影響で資材の高騰があっている中、入札が不落になり令和 5 年度内に契約ができない場合はどのような想定をしているのかとの質問に対し、不落になることも懸念されることから、令和 5 年度内に契約完了できるよう、令和 6 年 2 月末に入札を前倒すことも考えている。再入札になり、予定より遅れて契約した場合でも、令和 6 年 12 月 31 日の支払い完了に向け、落札した業者とも協議しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 113 号「物品購入契約の締結について」に関し、令和 6 年度の小学校教科書改訂に伴い、教職員用の指導書を購入するため物品購入契約を締結したいということだが、随意契約で 1 者しか選定していないのは独占禁止法に違反しないのかとの質問に対し、教科書発行者は、「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科書を発行する義務と各学校に供給するまでの責任を負うことになり、この発行の義務と責任を履行するため、指導書についても教科書と同様に教科書・一般書籍供給会社及び教科書取扱書店と供給契約を結んで全国的に安定的な供給体制を整えている

が、この教科書取扱書店が市内には1者しかなく、また、定価でしか販売できず、指定学校以外分の取り扱いは行っていないことから、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」には抵触しないとの答弁がありました。

次に、議案第116号「令和5年度平戸市一般会計補正予算（第8号）」中、水産課所管の「水産業競争力強化緊急施設整備事業」に関し、平戸市漁業協同組合が所有する白浜製氷施設の耐用年数が経過し、故障や不具合が生じ製氷能力が低下し漁業者に十分な給氷ができず、他地区からの氷購入や操業制限など、支障をきたしているため、今回、国の補正予算により一部改修を行うものであるとの説明がありました。この説明を受け、これから先、販売金額は安くなるのか方向性を教えてほしいとの意見に対し、この事業は国の補助を受けているため、事業評価を3年後、5年後に実施することになるが、その結果を見ながら、今後、十分に運用できる確認がとれれば、安くすることに対して前向きに検討していただくよう漁協とも協議していきたいとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の「地域購買力回復支援事業」に関し、「ひらどプレミアム商品券」の発行数が25,000冊となっているが、応募多数の場合は増刷を考えているのかとの質問に対し、今後、実行委員会の中で協議をすることになるが、基本的には増刷は考えていないとの答弁がありました。

また、「電気・燃油価格高騰対策支援事業」に関し、この事業は令和4年度も実施し、再度支援をすることは市内の事業者に対して喜ばしいことであるが、補助について前回は電気・燃油使用額の20%の2分の1に対し、今回は電気・燃油使用額の10%の2分の1と下がっている。前回は補助が十分ではないという声が上がっていたが、なぜ下げたのかとの質問に対し、今回に関しては、令和3年10月から令和5年10月までの2年間の燃油価格の平均上昇率が約10%であったため、10%を高騰相当分としてその2分の1を補助することとしたとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。